

諮問第 19 号

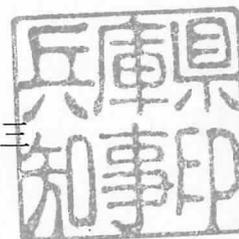
兵庫県環境審議会

2030年度を見据えた温暖化対策の基本的事項について（諮問）

国が 2030 年度に向けた新たな温暖化対策を示したことから、本県における 2030 年度を見据えた温暖化対策の基本的事項について諮問します。

平成 28 年 6 月 22 日

兵庫県知事 井戸 敏 三



〔諮問理由〕

COP21 の「パリ協定」を受けて、国は「地球温暖化対策計画」及び「気候変動の影響への適応計画」等を策定するなど新たな対策が示されたことから、県としても 2030 年度を見据えた温暖化対策を展開する必要がある。

そこで、同年度における温室効果ガス削減目標並びに 2020 年度及び 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標並びに適応策基本方針の基本的事項について意見を求めるものである。